

告 示

埼玉県告示第三百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
UNICUS川越

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ピーアンドディコンサルティング 代表取締役 溝口隆朗

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番地三 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十一月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千九十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 二八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 一八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 国面省略 面積 四六三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 国面省略 容量 七一立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができます時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年三月八日

二 縦覧期間

平成二十五年三月十九日から平成二十五年七月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月十九日から平成二十五年七月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課